議案第100号

茨城租税債権管理機構規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、茨城租税債権管理機構規約(平成13年地指令第4号)を別紙のとおり変更する。

令和6年12月 5日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約

茨城租税債権管理機構規約(平成13年地指令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改める。

付 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

茨城租税債権管理機構規約新旧対照表

旧	新	備考
(機構の共同処理する事務)	(機構の共同処理する事務)	
第3条 機構は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。	第3条 機構は,次の各号に掲げる事務を共同処理する。	
(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき,市町村が	(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき,市町村	Ž
賦課徴収することとされている <u>地方税</u> に係る滞納事案のうち,関係市	賦課徴収することとされている <u>地方税及び国税</u> に係る滞納事案の	5
町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納	ち,関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事業	菱
処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分	に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は	F
をすることについての判定事務	納欠損処分をすることについての判定事務	
(2) 差押財産の換価等に関する関係市町村の職員の研修事務	(2) 差押財産の換価等に関する関係市町村の職員の研修事務	